

3. 維持管理の重要性

3.1 維持管理の現状

給水用具の経年変化等が原因となる水の逆流事故の報告はあるが、幸いにして健康に被害を及ぼすような事例は現在まで確認されていない。しかしながら、給水用具の構造的な不備や経年変化によって万が一逆流事故が起きたとき、最悪の場合には配水管を経由して広範な障害を招きかねない。

最近の技術の進歩に伴い、給水用具については需要者の生活様式の変化や多様化などにより利便性が優先される傾向にあり、従来みられなかったさまざまな製品が数多く製品化されてきている。

当然、製造者は十分な安全性に考慮した製品の開発を行っているものと考えられるが、逆流防止装置が内蔵された製品は、どちらかという構造的に複雑でありながらコンパクト化されているものが多く、点検・修理等が需要者にとっては必ずしも容易ではなく、実際に事故が起こってしまってから、故障に気づくことになりかねない。

給水装置全般にわたる維持管理指針は従来からあったが、主に水道事業者を対象としたものであり、給水用具を主体として需要者にどのような方法で維持管理に関する情報を提供していくか等についてはあまり触れられていない。これまでは需要者に対しての情報提供が消極的だったため、需要者は維持管理についての知識が少なく、その根本的な重要性を意識していないという現状にある。

また、製造者や第三者認証機関で行われる製品の逆流を防止する性能試験においては、未使用品を用いていたため、実際に設置された状態での経年変化に起因する性能不良が果たして発生するのか確認されてこなかったことも、維持管理の重要性が定着しなかった原因の一つになっている。以下に、関係者ごとの維持管理上の現状の課題を列挙する。

3.1.1 製造者

需要者にどのような給水用具が設置されているか等の情報がなかった。

需要者および工事事業者とのネットワークがないため、顧客情報がつかみづらかった。

逆流防止装置については未使用品で耐久性能試験等を行っているが、経年したものでは試験を行っていなかった。

維持管理は直接利益に結びつきにくい分野であるという意識があった。

3.1.2 第三者認証機関

維持管理の視点による認証がなされていなかった。

- ・ 構造・材質基準に適合していることに重点を置いた認証をしていた。

3.1.3 工事事業者

従来の維持管理指針は主として水道事業者向けであったため、維持管理の主体は水

道事業者だという意識があった。

設置者の立場から、需要者に維持管理の必要性について説明を行っていなかった。

設置者責任の意識が薄かった。

- ・認証品を使用して適切な工事を行っていれば、維持管理は必要ないという意識があった。

3.1.4 水道事業者

維持管理に関しては、認証品の使用という範囲内でしか末端の給水用具まで関わりを持っていなかった。

給水装置は需要者の私有財産であるので、維持管理は販売する側の製造者と使用する側の需要者とで行うものという意識があった。

3.1.5 需要者

水道水は常に安全だという意識があった。

維持管理は水道事業者が行うものと理解していた。

情報が少ないため、維持管理の方法が分かりにくかった。

- ・どこをどう点検していいのか分からない。
- ・維持管理が必要な給水用具かどうか分かりにくい。
- ・維持管理をどこへ依頼すればよいか分からない。

給水用具が構造的に維持管理が困難であった。

- ・逆流防止装置がどこに取り付けられているのか分からない。
- ・構造的に自分で確認できない場合があり、また確認できたとしても実際に故障しているかどうかの判断が付きにくい。

維持管理を行うには費用がかかるかどうか分からなかった。

給水用具の維持管理情報を製造者や工事事業者から受けておらず、また維持管理が義務とはされていなかったため、維持管理に関する認識を得る機会がなかった。

設置工事の届出をすべき給水用具が店頭や戸別訪問で販売されているため、特殊性に関する情報が得られず、また工事の届出義務についての認識を持つ機会がなかった。

3.1.6 水道関係者全体

- ・逆流事故の発生はまれではあるが、社会的問題にまで発展していなかった。
- ・今までは、関係者はそれぞれの分野で維持管理の必要性を感じていたが、それを実行するためのしきみがなかった。もしくは、各分野単独では問題が大きく複雑であったため、維持管理を実施しようがなかった。

3.2 維持管理のあり方

規制緩和や新しい機能を持つ給水用具の普及によって得られる社会的利益は論を待たないが、衛生的な飲料水の確保はそれらに優先すべきものである。健康に被害を及ぼすような逆流事故を防止するためには適切な施策が必要で、具体的には給水用具の定期点検等に

よる維持管理が有効な手段となる。維持管理を確実に実施するためには、製造者、第三者認証機関、工事事業者、水道事業者および需要者それぞれが維持管理について行うべき役割を決めて、それを実行する仕組みをつくることが有効と考えられる。給水用具に係るすべての関係者が維持管理の重要性を理解し、それぞれの役割を果たしていくことにより、需要者に安全な水道水が供給される。そのため、需要者に適切な情報を提供するとともに、関係者がそれぞれ情報を共有していくことが今後重要となる。